

令和6年度 大田区介護保険認定調査員募集案内

この選考は令和7年4月1日以降の大田区介護保険認定調査員の採用予定者を決定するために実施するものです。

[介護保険認定調査員の仕事]

介護サービスの利用の前提となる要介護認定（要支援1・2及び要介護1～5）を行う際の基礎資料となる『認定調査票』を作成します。

『認定調査票』には74の調査項目があり、要介護認定申請者の自宅等に伺い、本人に実際に動作を行ってもらったり、立会人から日頃の状況を聞き取ったりして、調査項目ごとに適切な選択肢を選択し、選択根拠等を特記事項に記載します。

詳しくは、『認定調査員テキスト』（下記8（2）に記載しているホームページアドレスからダウンロードできます。）の6、7、8ページをご覧ください。

1 職の位置づけ

地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

2 職務内容

要介護認定のための認定調査業務（区外調査や個別課題への対応が必要なケースを含む。）及び調査票作成業務並びに同業務に準ずる業務（主に事務業務及びシステム入力）

3 募集人数

5名程度

4 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 業務上の必要がある場合には、当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。

5 勤務場所

次のいずれかの庁舎での勤務となります。

(1) 大田区役所本庁舎（大田区蒲田五丁目13番14号）

(2) 大森地域庁舎（大田区大森西一丁目12番1号）

(3) 調布地域庁舎（大田区雪谷大塚町4番6号）

※ 各庁舎内及びその敷地内は禁煙となります。

6 勤務条件

(1) 勤務日数・時間

毎週月曜日から金曜日のうち週4日勤務（曜日固定）

午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務（休憩時間60分あり）

※ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12/29～1/3）は休日となります。

※ 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務があります。

(2) 給料・手当

月額211,392円（地域手当を含む。）

※ 令和7年3月31日時点で当該職としての任用期間が引き続き1年以上ある方は、月額215,424円（地域手当を含む。）となります。

その他、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び超過勤務手当あり。

(3) 社会保険等

東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。また、区の非常勤職員の公務災害補償制度が適用となります。

(4) 休暇等

年次有給休暇（10日）及び夏季休暇（3日、6月1日～10月31日の間に取得可）あり。

その他、慶弔休暇等があります。

※ 各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。

(5) 服務

地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定が適用となります。

※ 記載されている報酬額等については、令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

7 応募資格

厚生労働省が定める認定調査員研修実施要綱に基づき都道府県または指定都市が実施する新規研修を修了している方（令和7年1月15日までに修了見込みの方を含む。）

ここでいう修了見込みとは、厚生労働省が所管する認定調査員向けeラーニングシステムにおいて、受講証明書が発行可能な状態を示します。

現在、上記の新規研修を動画の視聴及びeラーニングにより実施しています。選考申込にあたり、新規研修の受講を希望される方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

採用後、認定調査に関する研修を実施するとともに、実際に訪問調査を始める際には先輩職員が同行するなど人材育成の仕組みを整えていますので、認定調査未経験の方も是非ご応募ください。

なお、地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する方は選考に応募することはできません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている方（神経衰弱を原因とするもの以外）も応募することはできません。

8 選考方法

作文、実技・筆記及び面接を行い、その結果を総合的に審査し最終的な合格者を決定します。

(1) 作文（事前提出）

ア 概要

「なぜ介護保険認定調査員を希望するのか」をテーマに作文用紙に 400 字以上 1000 字以内で記入し、下記 10 のとおり提出してください。

イ 評価基準

問題意識	職務に従事する視点で状況認識ができているか。 問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。
全体構成	作文全体の構成が適切であるか。

※ (1) 作文（事前提出）において一定以上の評価を受けた方に、下記 (2) 実技・筆記及び (3) 面接の案内をお送りします。それ以外の方は選考不合格となりますのでご注意ください。

(2) 実技・筆記（会場試験）

ア 実技（コミュニケーション）

(ア) 概要

上記（１）作文（事前提出）の評定終了後にお送りする案内にて事前にお知らせする４つの調査項目について、認定調査対象者役の職員に対して動作確認や聞き取り等を行ってまいります。

（イ） 評定基準

コミュニケーション 力	調査対象者の心身の状況に応じて適切なコミュニケーションをとることができるか。
----------------	--

イ 筆記

（ア） 概要

上記の実技内容に基づき、調査項目ごとに適切な選択肢を選択し、特記事項を記入してまいります。その際、『認定調査員テキスト』を確認することができます。

（イ） 評定基準

伝達力	調査した内容について、必要な情報を第三者に簡潔明瞭に伝えることができるか。
-----	---------------------------------------

『認定調査員テキスト』については、<http://www.nintei.net/text.html>からダウンロードできます。

（３） 面接（会場試験）

ア 概要

個別面接を行います。

イ 評定基準

知識・技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務に従事することができるか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に従事することができるか。

9 選考日時・場所

上記８（２）実技・筆記及び（３）面接については、令和７年１月２９日 １３時から １８時までの間で１時間 ２０分程度、大田区役所本庁舎又は近接地の会場で実施します。

詳しい日時・場所については、上記８（１）作文（事前提出）の終了後にお送りする案内にてお知らせします。

10 応募方法

（１） 応募書類

ア 大田区介護保険認定調査員採用選考申込書（指定様式）

イ（厚生労働省が定める認定調査員研修実施要綱に基づき都道府県又は指定都市が実施する新規研修を修了している場合）修了証書の写し

ウ 大田区介護保険認定調査員採用選考作文用紙（指定様式）

※ 提出いただいた書類についてはお返しできません。

※ 合格発表後、申込書の記入内容が正しくないことが判明した場合、合格を取り消

すことがあります。

(2) 応募方法

大田区介護保険課（下記郵送先）まで「簡易書留」にて郵送又は持参してください。

※ 簡易書留によらないものの事故についての責任は負いません。

(3) 応募期限

令和7年1月6日（月）（当日消印有効）まで。

11 合格発表

令和7年2月上旬予定

12 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

問い合わせ先（郵送先）

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 大田区役所3階
大田区福祉部介護保険課 認定調査員採用担当 宛て
電話 03-5744-1452 担当 二階堂・小川